○お読みになった ご意見・ご感想を お寄せください。



「中1の壁」という言葉をご存知ですか?

中学1年生になると、学習や生活の環境、人間関係などの 大きな変化に直面します。

思いもしなかった万引きをして補導されてしまうことも。 学校が楽しくない、そしていじめなどの問題を それを上手に乗りこえていけないと、勉強についていけない、 かかえてしまうことがあります。

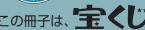
度お子さんと話し合ってみませんか?

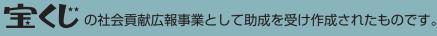




特定非営利活動法人

全国万引犯罪防止機構







まさか

うちの子が万引きをするなんて!!

これからご紹介するのは、ある日突然わが子の万引き 犯罪に直面してしまった保護者の心の叫びです。



中1の子どもの母です。 子どもがあ引きをして補善されました。

お店から18トガーで警察者に行き、そのことも警察者からの電話でかりました。

本当にショックマ、お店に伺った際はるともの横で、ただでた、 漁ながらに謝ることしかできませんでした。

子どもは警察者で方引きに関するビデオを見たり、警察官に 万引きは重い犯罪で、被害を受けたお店を苦しぬマレまうこと などを教わり、引き取りに行った時はうつむきなから 出てきました。

「万引きはいけないことだという気持ちはあったけど、友だちと一緒についい」と言いました。

送して真面目はタイプではないのですが、正義感が強く万引きのようは非行でけはしないと思い込んといいました。 男之は、これまと、万引きのニュースを見ても、『親の教育が悪いのでろう・・・ 四くらいに思い、自分の子どもには関係ないと思っていました。

自身の接し方のどこが間違っていたのごしょうか。 子どもの将来のために親としてこれからどう対欠していけば、 よいのごしょうか。とくも不安ごす・・・・。

子どもの万引き、保護者が知らないその実態

子どもが万引きをしてしまう。そこにはさまざまな背景が見え隠れします。

_{背景}] 自分が欲しいから 万引きをする	_{背景} 2 友だちの影響で 万引きをする	_{背景} 3 ゲーム感覚で 万引きをする
お小遣いでは買えない	それを持っていないと 仲間に入れてもらえない	ゲームをしているような 感じで
親には頼めない	友だちの誘いを断れなくて	友だちと軽い気持ちで
単に欲しかった	友だちに命令されて	捕まらないだろう、捕まったら それは運が悪かったから

[万引きをしない・させない] 社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会 [万引きに関する調査研究報告書] より

万引きをする時の理由や気持ち

はじめての万引き	再び万引き	10回以上の万引き
いけないことだと迷った	見つからなかったから	スリルがあって楽しかった
見つかるのが怖かった	注意されなかったから	何も感じなかった
	代金を支払い、許されたから	

東京都「子どもに、絶対、万引をさせない!!宣言」より

こんな兆候、お子さんにありませんか?

- お小遣いでは手の届かない高額な ゲームソフトを持っていた。
- □ 友だちに借りたというトレカ (ゲーム用カード)、マンガなどが増えた。
- □ 見たことのない洋服や化粧品が 部屋にあった。



※ 一つでも心当たりがあれば、問いただしたりする前に 5ページ下段を参考に万引きについて話し合ってみましょう。



1位 食品(菓子、ジュースなど)

2位 玩具 (ゲームソフトやトレカなど)

3位 雑貨(文具など)

4位 書籍、マンガ

5位 衣類

(警視庁生活安全総務課集計)

万引きに関する質問です。

商品をカバンや服に隠しても、店から Q1 出なければ万引きとはならない。

Q**2**

万引きが見つかっても、その場で お金を支払えば問題ない。

YES NO YES

NO

Q**3** 犯罪に問われるのはどれでしょう。

友だちに誘われて 見張りをした

友だちに盗んでくる [1] ように頼んだ

友だちが万引きした [ウ] 物を買った







万引きを「軽く」考えたら大間違い! それは「重い」犯罪なのです。

答え

万引きは窃盗罪 (刑法第235条)

他人の物を盗んだ者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役 または50万円以下の罰金に処する。

Q1

NO

代金を支払わずに、商品を店の外に持ち出したら窃盗罪です。 だからといって、店の外に持ち出さない限り問題ないと思って はいけません。店内であっても、精算前の商品をポケットや バッグなどの中に隠したら窃盗罪に問われることもあります。



万引きしても、お金を支払って弁償すれば罪に問われないと 思ったら大間違い!あとでお金を支払っても窃盗をしたこと



に変わりなく、窃盗の罪を取り消すことはできません。



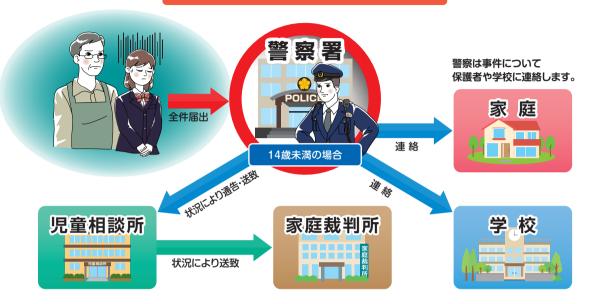
[ア] 見張りをしたら、一緒に万引きをしなくても共同正犯(刑法第60条)、 または幇助犯(刑法第62条)となる可能性があります。

いずれも 犯罪です

- [イ] 友だちをそそのかして万引きをさせると、教唆犯(刑法第61条)として 罰せられる可能性があります。
- [ウ] 盗品であることを知っていて買うと、盗品等有償譲受け罪(刑法第256条2項) に問われる可能性があります。

ある日、お子さんがお店で万引きをして捕まったとしたら・・・

万引はすべて警察に通報されます。



警察は、万引きについて保護者や学校に連絡し、状況により児童相談所に通告します。 その後、家庭裁判所から呼び出され家族とともに指導を受ける場合もあります。 それでも万引きを繰り返し、社会の中で更生が難しい場合、少年院に送られることもあります。

少年院で「お店から見た万引犯罪」という講話を聴いた入所少年の感想文です。

《講話を聴いて考えたこと 》 Aさん

自分の母もスーパーでパートで仕事をしていますが、万引きがあるととても辛い表情で「今日も万引きがあった」と言ってきます。その度に「どこに行っても万引きをする人は居るし、そんなのしょうがないよ」と思うしかありませんでした。当時はそう思って当然だと思います。自分もやっていたから。

でも2百円の物を万引きされると2百円よりもっと商品を売らないと、万引きされた分の損失を取りもどす事が出来ないと聞いてビックリしました。万引きが原因で本屋がつぶれたと言っていたけれど、万引きが及ぼす影響ってとても大きんだと思いました。そういう風に考えると辛い顔で母が言っていた「今日も万引きがあった」と言うのは当然な事なのかもしれません。そのような事も考えずに万引きをしていました。

経営者をよっぽど苦しめ、もしかしたら店自体をつぶしていたかもしれません。もっと前からこのような考えを持っていたら万引きだけではなく非行に走る事はなかったのではないかと思いました。



今までは万引きを簡単に考えバレなければいいという考えでした。でも今日の講話を聞いて、人の生活の一部にもなっている働くという事をさまたげしまう恐れがあるんだと思いました。万引きによってつぶれた店、そこで働いて生活していた人はどうやってこれから生活していく事になるんだろう、と思うととても可哀想になります。

万引きをする事は、人の人生を変える事にもつながる恐ろしい犯罪だという事を思い 知らされました。もう絶対にしないという思いにさせてくれた講話でした。 (※原文のまま)

(岩手県万引防止対策協議会提供)

お子さんが万引き! どう対応したらよいでしょう。

理由を聞く

なぜ万引きをしたのか。先ずは話し合う場を 設けて、万引きをしたときの理由や気持ちを 聞き、事実を正しく把握しましょう。

学校の問題や、いじめや仲間外れなどの 友人関係、あるいは、放任や不和、過干渉 などの家庭問題が、万引きの引き金になって いる場合があります。

感情的にならず、「万引きは犯罪」、「絶対 にしてはいけないこと」と理解させましょう。



一緒に万引きしたお店に謝りに行く

保護者が謝罪する姿を見ることで、お子さんは自分がしてしまったことの 重大さに気づきます。

『子どもなんだから…』『弁済すればいいんでしょ』『他の子もやっている』などと言ってかばうと、せっかくの更生の機会を台無しにしてしまいます。

-緒に解決策を考える

万引きをするにいたった理由・原因について、 お子さんと話し合いながらその解決策を一緒に 考えましょう。

必要に応じて、地域の児童相談センターや 教育相談センターなど第三者にアドバイスを 求めてみるのもいいでしょう。

万引きを「二度としない」とお子さん自身が 決意できることが大切です。



一度、お子さんと話し合ってみませんか? 万引きについて、こんなコト・あんなコト

万引きについて どう思う? 友だちから 万引きを誘われたら 断れる? そもそも どうして万引きを してはいけないの?

❤️ 万引きの誘いに打ち勝つ自信ができたならば、きっとほかの非行も防ぐことができます!

上手にコミュニケーションをとるための

10 のヒント

この年ごろの子どもと話し合うときは、諭すのではなく、話を聞く姿勢が大切です。

- 話しやすい場所と時間を設ける
- 2 よく聴く姿勢・態度を示す
- 3 話の内容を否定や批判をせずに そのまま受け止める
- 4 何か他の事をせずに集中して話し合う
- 5 相づちを打ったり頷いたりして話を聴く

- 6 その行動をした時の気持ちを共に感じる
- ▼ 相手が使った言葉を用いて返し、 理解していることを伝える
- 8 良い点を見つけてほめる
- タ 会話が進んでいくように考えて質問をする。
- 相手の動作に応じて鏡のように 自分の動作も合わせてみる

ひとりで悩まず、まず相談

そんなときはひとりで悩まず、周りの人たちに 相談してみてはいかがでしょう。 また、下記の各機関に相談するのもよい方法です。

子どもが万引き・・・ どうしたらいいの?



◆ 文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会の相談機関が夜間・休日を含めて24時間対応

0120-0-78310 (なやみ言おう)

◆ 地域の児童相談センター (各都道府県)

児童福祉の専門機関

18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人や家族など誰からの相談にも対応

◆ 教育相談センター (各都道府県)

幼児から高校生年齢段階までの子ども、その保護者を対象に、子育てに関する相談や、 学校生活に関する相談など、様々な相談を匿名で受付

◆ 警察「ヤング・テレホン・コーナー」(各都道府県)

未成年者に係る相談について、未成年者に限らず家族からも24時間受付

● お読みになっていかがでしたか?

表紙のQRコードからぜひ、ご意見・ご感想をお寄せください。https://www.manboukikou.jp/k202008/

■発行/特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2 書店会館4階

TEL. 03-5244-5612 FAX. 03-5244-5613 https://www.manboukikou.jp 2020年8月発行

- ■監 修/野口 京子(文化学園大学名誉教授)
- ■企画協力/一般社団法人 日本経済教育センター協力/全日本中学校長会生徒指導部
- ■後 援/文部科学省・警察庁・日本小売業協会
- ■協 力/工業会 日本万引防止システム協会





宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、 少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、 みなさまの豊かな暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

